

青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程

平成21年4月1日

規程第100号

改正 令和 2年 3月規程第 6号

改正 令和 4年 3月規程第 3号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、教職課程科目の履修（以下「履修」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(授業科目、授業を行う年次、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目の名称、授業を行う年次、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(履修の登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日内に履修の届出をし、履修登録をしなければならない。

- 2 前項の履修の届出は、履修登録票を事務局に提出することにより行うものとする。
- 3 履修登録は、通年開講科目を含め、当該学期ごとに行う。
- 4 前年度に履修登録を行い単位を取得することができなかった科目を再履修しようとする場合において、当該科目について再履修クラスが設定されているときは、当該再履修クラスで履修しなければならない。

(履修の制限)

第4条 各年次において、履修することができる単位数は、年間50単位未満とする。ただし、教職課程科目のうち、卒業要件に含まれない科目の単位数は、これに含まないものとする。

- 2 履修しようとする授業科目が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として履修できない。
 - (1) 在学年次より上級年次に配置されている授業科目を履修しようとするとき。
 - (2) クラス指定のある科目で該当クラス以外で履修しようとするとき。
 - (3) 同一時限に複数の授業科目を履修するとき。

(履修登録の削除)

第5条 既に履修登録済みの授業科目の削除は、当該学期ごとに行う。

- 2 履修登録の削除は、あらかじめ指定された履修変更期間内に、定められた手続により、事務局に履修削除票を提出することによって行う。

(シラバス)

第6条 学生に対し、科目の概要、評価方法等講義の運営を詳細に記載したシラバスをオリエンテーションまでに配布するものとする。

2 前項のシラバスは、学生の利用に供するため、図書館に常備する。

(授業科目の成績評価)

第7条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び出欠状況等の総合評価による。

2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。

3 成績表示、評価基準及びその評価は、次のとおりとする。

成績表示	評価基準 (100点中)	評価
A	80点以上	秀
B	70点以上 80点未満	優
C	60点以上 70点未満	良
D	50点以上 60点未満	可
F	50点未満	不可

4 成績表示のA、B、C及びDを合格とし、所定の単位を与え、Fを不合格とする。

5 教職課程科目のうち、卒業要件に含まれない科目の成績評価は、GPAに算入しないものとする。

(試験及び追試験)

第8条 試験の種類は、定期試験、小テスト、口答試験及びレポートとする。

2 定期試験とは、学事暦に示された試験期間中に行う中間試験及び期末試験をいう。

3 小テストとは、授業時間内に随時行われる試験（クイズ及び理解度テスト等を含む。）をいう。

4 試験の実施方法は、原則としてシラバスに示された方法による。

5 履修登録していない科目の受験は、認めない。

6 追試験は、原則として実施しない。

7 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者は、当該試験の終了後、当該試験日を含め1週間以内に、欠席届に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。この場合において、学部長が欠席理由をやむを得ないものと認めるときに限り、当該科目の担当教員は速やかに追試験を実施する。

8 当該科目の担当教員は、追試験による確定成績を、当該学期の学部長の指定する日までに届け出るものとする。ただし、当該学生の理由によって、学部長が指定した日までに追試験が実施できない場合には、担当教員は追試験以外の方法で成績を確定しなければならない。

(不正行為等)

第9条 試験において不正行為を行った場合には、その者について、通年開講科目を含め当該学期のすべての履修科目を「F」とし、学則第36条に基づく懲戒又は学長若しくは学部長による厳重注意処分とする。

2 前項の試験には、筆記試験等に代わって課されるレポートの提出等を含む。
(再履修)

第10条 合格の成績評価を受けた者でも、当該科目を再履修できるものとする。

2 当該科目の最終の成績評価は、最終履修時の評価をもって当てる。
(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、教職課程科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程（以下「新履修規程」という。）第4条第1項及び別表の規定は、令和2年度以後に入学する者について適用し、平成31年度までに入学し継続して在学する者及び同年度までに入学し令和2年度以後再入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規定による改正前の青森公立大学学則（以下「旧学則」という。）別表第2に規定する授業科目の内容が新履修規程別表に規定する授業科目の内容と同一のとき又はこれに代わるものとして認められるときその他相当の理由があると認められるときは、新履修規程別表に規定する授業科目の履修をもって旧学則別表第2に規定する授業科目を履修したとみなす。
- 4 前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

附 則 (令和4年規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程（以下「新教職履修規程」という。）別表の規定は、令和4年度以後に入学する者につ

いて適用し、令和3年度までに入学し継続して在学する者及び同年度までに入学し令和4年度以後再入学した者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規定による改正前の青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程（以下「旧教職履修規程」という。）別表に規定する授業科目の内容が新教職履修規程別表に規定する授業科目の内容と同一のとき又はこれに代わるものとして認められるときその他相当の理由があると認められるときは、新教職履修規程別表に規定する授業科目の履修をもって旧教職履修規程別表に規定する授業科目を履修したとみなす。
- 4 前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

別表（第2条関係）

教職課程

経営学科

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考
			必修	選必	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	経営学基礎論	1年春	4			選択必修は学科の教育課程に準ずる
	会計学基礎論	1年春	4			
	組織論	1年秋	4			
	経営戦略論Ⅰ	1年秋		2		
	経営戦略論Ⅱ	2年春		2		
	商業簿記	1年秋		2		
	マネジメント論Ⅰ	1年秋		2		
	マネジメント論Ⅱ	2年春		2		
	財務会計論Ⅰ	1年秋		2		
	財務会計論Ⅱ	2年春		2		
	管理会計論Ⅰ	2年春		2		
	管理会計論Ⅱ	2年秋		2		
	マーケティング論Ⅰ	2年春		2		
	マーケティング論Ⅱ	2年秋		2		
	財務分析Ⅰ	2年春		2		
	環境経営論	2年秋		2		
	財務管理	2年秋			2	
	税務会計	2年秋			2	
	商業実習	3年春	4			
	監査論Ⅰ	3年春			2	
	監査論Ⅱ	3年秋			2	
	地域企業論Ⅰ	3年春			2	
	地域企業論Ⅱ	3年秋			2	
	組織学習論	3年春			2	
	環境経済学	3年春			2	
	地域社会論Ⅰ	3年春			2	
	地域社会論Ⅱ	3年秋			2	
	経営倫理学	3年秋		2		
	生産管理論	3年秋			2	
	職業指導	職業指導	3年秋	4		
各教科の指導法	中等教科教育法（商業Ⅰ）	3年春	2			
	中等教科教育法（商業Ⅱ）	3年秋	2			

24単位必修

（注） 選択科目も含めて、最低修得単位数（24単位）を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

授業科目の名称		授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
教育の基礎的理解に 関する科目	教職概論	1年春	2			
	教育原論	1年秋	2			
	教育心理学	1年春	2			
	教育行政論	2年春	2			
	教育課程論	2年秋	1			
	特別支援教育論	2年秋	1			
道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	3年秋	1			
	特別活動指導法	2年春	1			
	教育方法と情報通信技術	3年春	2			
	生徒指導の理論と方法	1年秋	1			
	進路指導の理論と方法	3年春	2			
	教育相談の理論と方法	2年秋	1			
教育実践に関する科 目	教育実習事前事後指導	4年春	1			
	教育実習	4年春	2			
	教職実践演習（中・高）	4年秋	2			

23単位必修

授業科目の名称		授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
大学が独自に設定す る科目						最低修得単位数 12単位

12単位以上

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」において最低修得単位数を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

授業科目の名称		授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲法概論	2年春	2		
	体育	健康とスポーツ I	1年春	1		
		健康とスポーツ II	1年秋	1		
	外国語コミュニケーション	英語 I A	1年春	2		
	情報機器の操作	情報リテラシー I	1年春	2		

8単位必修

経済学科

授業科目の名称		授業を行 う年次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	法律学、政治学	法律と人間	2年秋	2		
	社会学、経済学	経済学基礎論	1年春	4		
		フィールドスタディ	1年秋	2		
		ミクロ経済学	1年秋	4		
		マクロ経済学	2年春	4		
		経済統計	1年秋		2	
		応用ミクロ経済学	2年春		4	
		財政学	2年春		4	
		国際経済学	2年秋		4	
		公共経済学	2年秋		4	
		金融経済学Ⅰ	2年秋		2	
		計量経済学	2年秋		4	
		労働経済学	2年秋		4	
		金融経済学Ⅱ	3年春		2	
		環境経済学	3年春		2	
		地域経済学	3年春		4	
	実証経済分析	3年春		2		
	哲学、倫理学、宗教学、心理学	宗教哲学	2年秋	2		
		仏教の思想	3年春			4
	各教科の指導法	中等教科教育法（公民Ⅰ）	3年春	2		
中等教科教育法（公民Ⅱ）		3年秋	2			

4 単位以上選択必修

2 2 単位必修、4 単位選択必修（計 2 6 単位）

（注） 選択科目も含めて、最低修得単位数（26 単位）を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

授業科目の名称		授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
教育の基礎的理解に 関する科目	教職概論	1年春	2			
	教育原論	1年秋	2			
	教育心理学	1年春	2			
	教育行政論	2年春	2			
	教育課程論	2年秋	1			
	特別支援教育論	2年秋	1			
道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	3年秋	1			
	特別活動指導法	2年春	1			
	教育方法と情報通信技術	3年春	2			
	生徒指導の理論と方法	1年秋	1			
	進路指導の理論と方法	3年春	2			
	教育相談の理論と方法	2年秋	1			
教育実践に関する科 目	教育実習事前事後指導	4年春	1			
	教育実習	4年春	2			
	教職実践演習（中・高）	4年秋	2			

23単位必修

授業科目の名称		授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
大学が独自に設定す る科目						最低修得単位数 12単位

12単位以上

(注)「教科及び教科の指導法に関する科目」において最低修得単位数を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

授業科目の名称			授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
				必修	選必	選択	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲法概論	2年春	2			
	体育	健康とスポーツⅠ	1年春	1			
		健康とスポーツⅡ	1年秋	1			
	外国語コミュニケーション	英語ⅠA	1年春	2			
	情報機器の操作	情報リテラシーⅠ	1年春	2			

8単位必修